

国民年金業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 国民年金に関する資格の取得、及び喪失の履歴、付加・国民年金基金の加入履歴、法定免除や申請免除の履歴は、全履歴データを移行対象とする。
- 給付関係のデータには、最新情報のみの移行、全履歴の移行いずれの方法でも対応可能とする。

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 年金事務所への所得に関する進達履歴情報(資格・申請免除の所得情報、障害基礎年金などの所得情報)は、個人住民税システムからのデータ抽出を前提としているため、対象外とする。
- 住民基本台帳システムから参照すべきデータは中間標準レイアウトでは定義していない。
- 過去の年金納付履歴は、納付履歴データを保持する期間が限定され、データ精度も保証されていないため、中間標準レイアウト仕様では定義していない。

【データ移行の留意事項】

- 自治体から年金事務所への進達業務を完了した後に、データ移行を実施すること。